

日立教育訓練用原子炉に係る 廃止措置計画変更認可申請の概要

2020年 11月 30日
株式会社 日立製作所
王禅寺センタ

1. 廃止措置計画変更申請の内容

9月28日に申請した廃止措置計画の変更内容は以下の通り。

(法令改正による変更)

① 性能維持施設

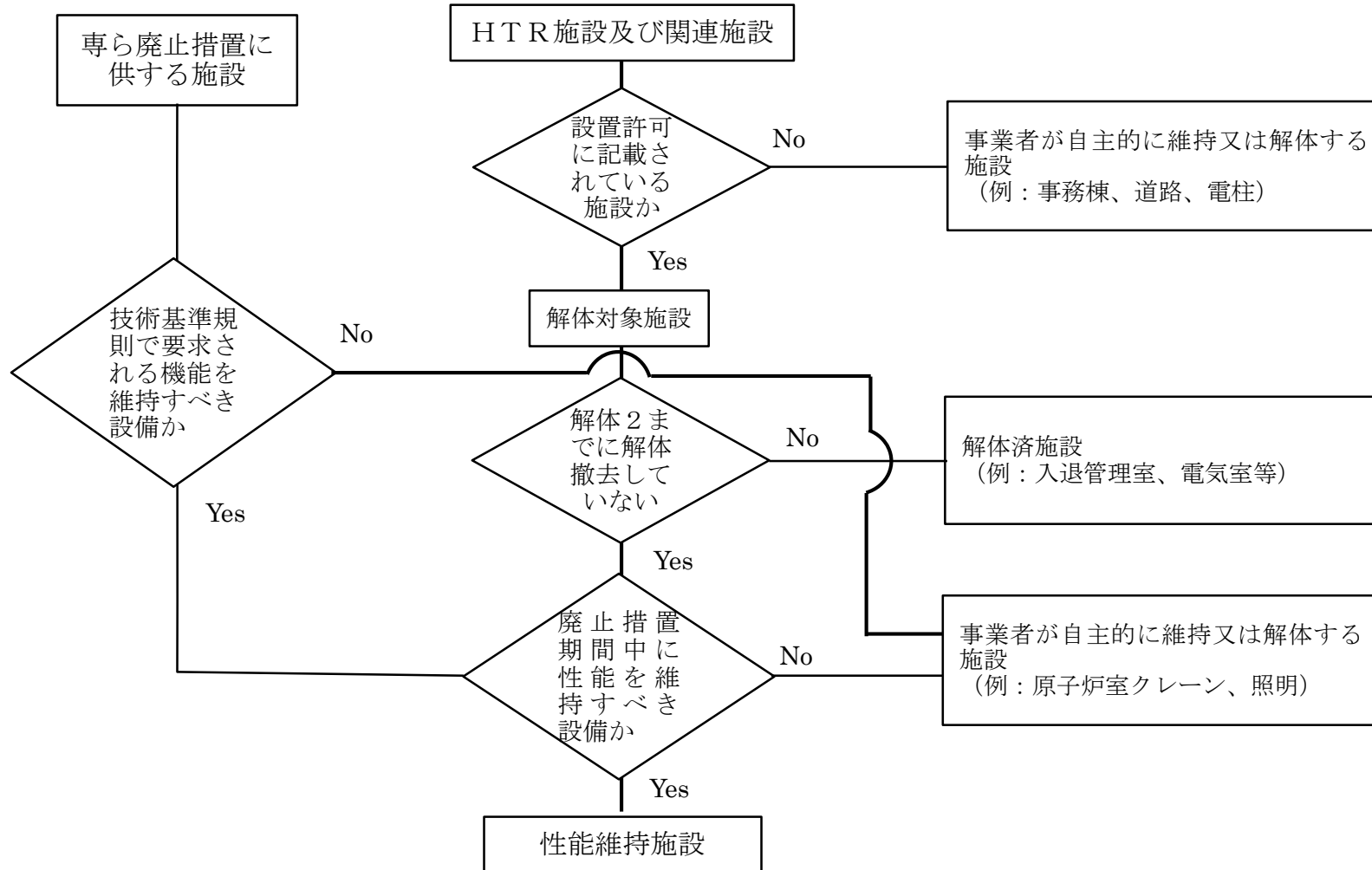
申請書本文6、本文7及び添付書類5に、性能維持施設に関する記載を追加

② 品質マネジメントシステム

申請書本文12及び添付書類8に、品質マネジメントシステムに関する記載を追加

2. 変更内容の説明（本文6. 本文7. 添付書類5）

性能維持施設の選定は以下のフローに従って実施した。



2. 変更内容の説明（本文6. 本文7. 添付書類5）

HTR施設等のうち、①放射線を遮蔽する建屋及び構築物、②放射線管理施設、③放射性固体廃棄物の保管廃棄に係る施設、

④消火に係る施設のいずれかである以下の施設を性能維持施設とした。（既認可の機能を維持すべき施設との増減は「 」で記載）

施設区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間		
	設備（建屋）名称	維持台数	位置					
原子炉本体	生体遮蔽コンクリート（炉心部充填コンクリートを含む）		1式	既許認可 どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	原子炉本体の解体開始前まで	追加
放射線管理施設	サーベイメータ	表面汚染測定器	1式	既許認可 どおり	放射線監視機能	線量当量率等を測定できる状態であること。	全ての管理区域が解除されるまで	
		空間線量率測定器	1式	既許認可 どおり				
	その他の放射能測定装置	ダストサンプラ	1式	既許認可 どおり				
原子炉格納施設	原子炉建屋外壁		1式	既許認可 どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	管理区域が解除されるまで	
	原子炉室		1式	既許認可 どおり	放射性廃棄物保管機能	放射性固体廃棄物を保管できる状態にあること	第4倉庫および第5倉庫への放射性固体廃棄物の移動が完了するまで	
専ら廃止措置期間中に供する施設	第5倉庫（側壁・天井）		1式	既許認可 どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	管理区域が解除されるまで	
	第4倉庫		1式	既許認可 どおり	放射性廃棄物保管機能	放射性固体廃棄物を保管できる状態にあること	保管中の廃棄物の搬出が完了するまで	
	第5倉庫		1式	既許認可 どおり				
	自動火災報知設備		1式	既許認可 どおり	火災感知機能	火災の感知及び発報ができる状態であること	設備の供用が終了するまで	
	消火ポンプ		1台	添5図3	消火機能	初期消火が可能な状態であること		
	消火器		1式	既許認可 どおり	消火機能			
	防火水槽		1個	添5図3	消火機能			
	高圧受電設備		1式	添5図3	電源供給機能	自動火災報知設備へ電源供給できる状態にあること	設備の供用が終了するまで	

使用済燃料貯蔵タンク、破損燃料貯蔵タンク、原子炉室クレーンは、使用済燃料搬出済のため、電気・照明は、機能喪失しても放射性固体廃棄物の保管管理に影響がないため、周辺監視区域フェンス及び所有権境界フェンスは、施設（フェンス）のみで侵入等を防止するものではないため、性能維持施設から除外した。

【参考】王禅寺センタ概要

株式会社日立製作所王禅寺センタ日立教育訓練用原子炉(以下、HTR:Hitachi Training Reactor)は、1975年に解体届を提出し、第1段階として、主要部の解体を行うとともに、使用済燃料の搬出を行い、第2段階に入っている。

表10 廃止措置計画に係る工事の全体工程

項目	工期(年度)		昭和51年度～		平成17年度～		令和元年度～		原子炉本体等解体撤去着手要件が整う年度 *1	放射性固体廃棄物の事業所外廃棄が可能となる年度	解体撤去完了要件を満たす年度 *2
	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度～	平成17年度	平成18年度～	令和元年度～					
マイルストーン		△ (解体届出)	原子炉の機能停止から燃料体搬出までの段階 (第1段階)		原子炉本体等の解体撤去着手前までの段階 (第2段階)		原子炉本体等の解体撤去が完了するまでの段階 (第3段階)	事業所外廃棄が完了し全ての管理区域を解除するまでの段階 (第4段階)			
(1) 運転停止	▽ (停止)										
(2) 主要施設の解体											
(3) 解体廃棄物の保管											
(4) 使用済燃料搬出											
(5) 解体2											
(6) 第4倉庫、第5倉庫の設置等											
(7) 原子炉室内解体作業											
(8) 原子炉本体等解体											
(9) 廃棄物の事業所外廃棄											
(10) 全ての管理区域解除											

*1：解体撤去着手要件は、5.2.3記載の通り、解体に係る作業エリアが確保され、解体3で発生が予想される放射性廃棄物の保管容量が確保されていること。

*2：解体撤去完了要件は、放射性廃棄物が全て事業所外廃棄され、全ての管理区域が解除されていること。